制 定 平成13年3月29日規則第16号 最近改正 平成26年12月18日規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例に よる。

(交付日)

- 第3条 条例第4条第1項の規則で定める交付日は毎月10日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例(平成元年川崎市条例第16号)第1条第1項に掲げる市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の前日を交付日とする。
- 2 条例第4条第6項(ただし書を除く。)の規定により政務活動費を 交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日 を交付日とする。

(政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書)

- 第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、政務活動費交付申請書 (会派用)(第1号様式)又は政務活動費交付申請書(交付対象議員用) (第1号様式の2)によるものとする。
- 2 条例第5条第2項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書 (第2号様式)によるものとする。

(政務活動費交付申請事項変更届)

第5条 条例第6条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届(会派用) (第3号様式)又は政務活動費交付申請事項変更届(交付対象議員用) (第3号様式の2)によるものとする。

(政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書)

第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、政務活動費増額交付申 請書(第4号様式)によるものとする。 2 条例第7条第2項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(政務活動費減額等決定通知書)

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、政務活動費減額等決定 通知書(第6号様式)によるものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の手続及び書類の保存期間)

- 第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
- 2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。
- 3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一

部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

- 第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
- 2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条 又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

- 第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。
- 2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、 又は破損することがないようにしなければならない。
- 3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に 要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則 (平成19年3月30日規則第60号)

この規則は、平成19年5月3日から施行する。 附 則 (平成20年3月25日規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年3月31日規則第16号)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成25年2月25日規則第11号)
- この規則は、平成25年3月1日から施行する。 附 則 (平成26年12月18日規則第85号)
- この規則は、公布の日から施行する。

政	務活動	費交	付申	清 書	(会派用)	
(宛先)川崎市	長				年 月	日
			会派の代表者			印
政務活動費の交 る条例第5条第1						十等に関す
1 所属議員数 2 申請月額 3 申請期間 4 申請年額		年	人 円 月から 円	年	≦ 月まで(月分)
会派の名称						
結成年月日				年	月	日
代表者の氏名						
経理責任者の氏名						
所属議員の氏名						
備 考						

政務活動費交付申請書(交付対象議員用)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所属会派の名称 交付対象議員氏名

印

政務活動費の交付を受けたいので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請月額 円

2 申請期間 年 月から 年 月まで(月分)

3 申請年額 円

政務活動費交付決定通知書

川崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった政務活動費については、次のとおり交付することに決定したので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長印

- 1 所属議員数 人
- 2 交付月額 円
- 3 交付期間 年 月から 年 月まで(月分)
- 4 交付年額 円

政務活動費交付申請事項変更届	(会派用)
以伤伯别复义们中间争填发文曲	(云/// / / / / / / / / / / / / / / / / /

年 月 日

(宛先) 川崎市長

会派の名称 代表者の氏名

囙

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

おり届け出ます。			
会派の名称変更	変更前		
年 月 日 変更	変更後		
代表者の変更	変更前		
年 月 日 変更	変更後		
経理責任者の変更	変更前		
年 月 日 変更	変更後		
所属議員数の変更	変更前		人
年 月 日 変更	変更後		人
所属議員の氏名			
備考			

政務活動費交付	申請事項変更届(交付対象	議員用)
	4	车 月 日
(宛先)川崎市長		
	所属会派の名称 交付対象議員氏名	印
川崎市議会の政務活動等 おり届け出ます。	費の交付等に関する条例第6条の規定	Eにより、次のと
所属会派の変更	変更前	
年 月 日 変更	変更後	
交付対象議員氏名の変更	変更前	
年 月 日 変更	変更後	
備		

Ī		動費増額3		書	
				年 /	月日
(宛先) 川崎市長					
		会派の 代表者の			印
所属議員数が増加したの	で、川	崎市議会の政績	答活動費 <i>の</i>)交付等に	関する条例
第7条第1項の規定により	、次の	とおり申請しる	ます。		
1 増加後の所属議員数			人		
2 増加後の申請月額			円		
3 増加後の申請期間					
	年	月から	年	月まで(月分)
4 増加後の申請年額		円	, .		
	年	月分から	年	月分ま	で(月分)
備考					

政務活動費	增缩芯付流	共定通知 :	聿
以伤怕别貝	垣似又 门 (人促进州	盲

川崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の増額について、次のとおり決定したので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長印

- 1 増加後の所属議員数 人
- 2 増額後の交付月額 円
- 3 増額後の月額の交付期間

年 月から 年 月まで(月分)

4 増額後の交付年額 円

年 月分から 年 月分まで(月分)

備 考

政務活動費減額等決定通知書

川崎市指令 第 号

様

政務活動費の減額等について、次のとおり決定したので、川崎市議会の政務 活動費の交付等に関する条例第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

川崎市長 印

□ 減額の決定

1 変更後の所属議員数

人

2 変更後の交付月額

円

3 変更後の交付期間

月から 年 月まで(月分)

4 変更後の交付年額

円月分から年月分まで(月分)

□ 交付しないことの決定

1 既交付期間

年 月から 年 月まで(月分)

2 既交付済額

円

3 交付しないこととする月分 年 月分から

4 交付しないこととする理由

備 考

年度 政務活動費収支報告書(会派用)

年 月 日

(宛先) 川崎市議会議長

会派の名称 代表者の氏名

囙

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり政務活動費の収入及び支出について報告します。

収 入 政務活動費 <u></u> 支 出	円 (年	月分から	年	月分まで)
項目	金額		備	考	
調査研究費	円				
研 修 費	円				
広報·広聴費	円				
要請・陳情活動費	円				
会 議 費	円				
資 料 費	н				
人 件 費	円				
事 務 費	円				
事 務 所 費	円				
支 出 合 計	円				

3	剰余金	(返還額)	P	4

(注) 支出の備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

年度 政務活動費収支報告書(交付対象議員用)

年 月 日

(宛先) 川崎市議会議長

所属会派の名称 交付対象議員氏名

囙

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり政務活動費の収入及び支出について報告します。

1 2	収 入 政務活動費 <u></u> 支 出	円 (年 月分から	年 月分まで)
	項 目	金額	備	考
	調査研究費	PI		
	研 修 費	H		
	広報·広聴費	H		
	要請・陳情活動費	円		
	会 議 費	円		
	資 料 費	円		
	人 件 費	PI		
	事 務 費	円		
	事 務 所 費	円		
	支 出 合 計	Н		

3 剰余金(返還額) 円

(注) 支出の備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。